

# コンプライアンスポリシー

当社は、情報サービス事業者として、良質で革新的なサービスを提供することを使命としています。

当社では、会社運営におけるコンプライアンス（法令遵守、職業倫理の確立等）の取り扱いを定めることによって、公正で透明な経営確立、不祥事の防止に努め、社会の信頼と共感を得ることを目指し、コンプライアンスの体制整備と強化に努めて参ります。

又、コンプライアンス推進の3要素である「意識」「知識」「仕組み」の教育・啓発を進め、役員および従業員一人ひとりが、法令だけではなく、社内規則・マニュアル、企業倫理、社会の常識・良識等の社会規範の遵守を常に意識・重視した行動（企業活動）に取組みます。

## 1. 法令・社会規範の遵守

あらゆる法令やルール、社内規定、社会規範を遵守します。

## 2. 信頼の確立

品質に優れて製品・サービスを開発・提供し、健全な業務運営を行い、社会・お客様からの信頼の確立を図ります。

## 3. 健全な競争と公正な取引の維持

お客様、取引先との健全で公正な取引関係を維持します。

## 4. 企業価値の向上

会社の正当な利益に反する行為および会社の信頼、名誉を毀損する行為は一切排除し、収益の追求と健全な企業活動に基づき、企業価値の向上に努めます。

## 5. 反社会的行為の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体に対し、断固たる態度で拒絶し、一切の関係を遮断します。

## 6. 人権尊重と健全な職場環境の形成

人種、信条、性別、宗教、国籍、出身地、身体的特徴などの理由で差別を行わず、安全かつ健康的で働きやすい職場環境を形成します。

## 7. プライバシーの尊重

従業員一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人情報には慎重にかつ細心の注意を払って適正に管理します。

## 8. ハラスメントの防止

権力や地位を利用したハラスメントは行いません。又、性的ハラスメントまたは性的ハラスメントと誤解される恐れのある行為は行いません。

## 9. 従業員の人格と個性の尊重

従業員の一人ひとりが豊かさや達成感を実現出来るよう個人の人格や個性を尊重し、専門性と創造性に富む個性豊かな人材育成を行い、「人の成長に、すべてを」を実践します。

## 10. 社員への企業理念・経営基本方針・行動理念の徹底

社員に対してコンプライアンスの推進と共に、企業理念・経営基本方針・行動理念に基づく行動の徹底を図ります。

## 11. 会社財産の管理

会社の有形・無形財産を社内規定に従い適正に管理します。又、業務目的以外の使用を行いません。

## 12. 情報の取り扱い

当社の情報セキュリティ基本方針、個人情報保護方針、社内規定に従い適正に管理します。

## 贈収賄・腐敗行為防止ポリシー

ビジネスにおける贈収賄・腐敗行為は、公正で健全な商取引を阻害するだけでなく、反社会的勢力の資金源になるなどの弊害も予想され、世界各国において贈収賄や腐敗行為に対する規制が強化されています。

当社では、贈収賄および腐敗行為防止に対する取組みとして、「贈収賄・腐敗防止ポリシー」を制定し、政治・行政との健全な関係、お客様・取引先との誠実で健全な関係の維持に取組み、社会からのより一層の信頼の維持と発展に取組みます。

### 1. 方針

- ・贈収賄および腐敗行為を防止するためのポリシーです。
- ・公正で健全かつ倫理感をもって事業活動を遂行するためものポリシーです。
- ・政治献金の透明性確保や違法な献金・寄付の禁止、贈収賄の禁止等、汚職や腐敗行為を禁ずるためポリシーです。
- ・公務員等に対して、公的あるいは私的を問わず、どのような個人あるいは事業組織に対しても、いかなる賄賂の供与または収受したりしないためのポリシーです。

### 2. 適用範囲

- ・本ポリシーは、役員および従業員に適用されます。

### 3. ポリシーの目的

- ・贈収賄および腐敗行為に対する役員および従業員一人ひとりが負う責任を規定すること。
- ・公正で健全な商取引を維持すること。
- ・役員および従業員に対し贈収賄および腐敗行為の問題を認識し、行為に対して毅然とした態度で断ること。

### 4. 禁止行為

- ・何らかの利益を得ることを期待し、ビジネス上の利益の見返りとして、金銭その他の利益を供与する行為。
- ・見返りとして何らかの利益を得ることを期待している第三者から、金銭その他の利益を収受する行為。
- ・公務員等および国有若しくは政府系企業とのビジネス上または取引上の中で、金銭その他の利益を供与または収受する行為。

### 5. 責務

- ・贈収賄および腐敗行為を防止、発見、報告することを責務とします。
- ・本ポリシーに反する事実が生じた場合、生じる可能性があるとして認識した場合、ただちに通報・相談窓口担当者に報告しなければなりません。
- ・金銭その他利益を供与または収受の申し入れを受けた場合、ただちに通報・相談窓口担当者に当該内容を報告しなければなりません。
- ・贈収賄および腐敗行為に該当するか否か不明確で有る場合、ただちに通報・相談窓口にて当該内容を報告しなければなりません。

### 6. 不利益取扱いの禁止

- ・贈収賄および腐敗行為の報告を行ったことを理由とする、不利益な取り扱いを禁止します。

### 7. ポリシー違反

- ・本ポリシーに違反した役員および従業員等は関連諸規則等に従い、懲戒処分（懲戒解雇を含みます）の対象とします。

### 8. 改定

事業活動における法令遵守、特定の者に対する不当な利益・便宜の禁止、ならびに公正で健全な商取引の実施を本ポリシーの基本原則とし、この基本原則を踏まえて必要が生じた場合には速やかに改定します。